



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許法律事務所

光陽通い

発行月：2023年1月



明けまして
おめでとう
ございます



2023

KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第24号として、冬号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2023年冬号 目次

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ● ごあいさつ ······ | p1 |
| ● 判決に学ぶ ······ | p2 |
| ● 産業財産権の権利者の変更について ······ | p3 |
| ● 送達制度の見直しと書面手続きのデジタル化に向けた法整備 ··· | p4 |
| ● 海外の特許事情 | |
| ● 応用美術の著作物性について ······ | p6 |
| ● 事務所の概要 ······ | p7 |
| ● 銀座界隈「てくてくグルメ」 ······ | p8 |



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 知財高裁令和4年7月20日判決（平成30年（ネ）第10077号）

第1 初めに

本判決は、特許発明の実施行為の一部に日本国の領域外で行われた部分が存在する場合において、日本国特許権の侵害が成立するか否かについて判断し、結論として侵害の成立を肯定した判決である。なお、本件の争点は多岐に亘るが、以下においては、上記の論点に関する部分のみを扱う。

第2 事案の概要

1 事案の経緯

本件は、発明の名称を「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」とする二件の特許（特許第4734471号及び特許第4695583号（以下、前者を「本件特許1」、後者を「本件特許2」とい、「本件特許1」に係る特許権を「本件特許権1」、「本件特許2」に係る特許権を「本件特許権2」という。）を有する控訴人が、被控訴人らが提供する各サービスに用いられている各プログラム（以下「被控訴人ら各プログラム」という。）等は本件特許1及び本件特許2の技術的範囲に属し、被控訴人らによる被控訴人ら各プログラムの電気通信回線を通じた提供等は本件特許1及び本件特許2を侵害すると主張して、侵害の差止め、損害賠償等を請求した事案である。

原審は控訴人の請求を全部棄却したことから、控訴人はこれを不服として控訴を提起した。

2 特許発明の内容について

本件特許1及び本件特許2に係る特許発明のうち、本判決において侵害が認められた本件特許1の請求項9に係る特許発明（以下「本件発明1-9」という。）及び請求項10に係る特許発明（以下「本件発明1-10」という。）は、以下の通りである。なお、構成要件の分説は本判決に従っている。

（1）本件発明1-9

1-9 A 動画を再生するとともに、前記動画上にコメントを表示する表示装置のコンピュータを、

1-9 B 前記動画を表示する領域である第1の表示欄に当該動画を再生して表示する動画再生手段、

1-9 C コメントと、当該コメントが付与された時点における、動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す動画再生時間であるコメント付与時間とを含むコメント情報記憶部に記憶するコメント情報記憶部に記憶された情報を参照し、

1-9 D 前記再生される動画の動画再生時間に基づいて、前記コメント情報記憶部に記憶されたコメント情報のうち、前記動画の動画再生時間に対応するコメント付与時間に対応するコメントをコメント情報記憶部から読み出し、

1-9 E 当該読み出されたコメントの一部を、前記コメントを表示する領域であって一部の領域が前記第1の表示欄の少なくとも一部と重なっており他の領域が前記第1の表示欄の外側にある第2の表示欄のうち、前記第1の表示欄の外側であって前記第2の表示欄の内側に表示するコメント表示手段、

1-9 F として機能させるプログラム。

（2）本件発明1-10

1-10 G 前記コメント表示手段は、前記コメントを移動表示させる

1-10 H ことを特徴とする請求項9記載のプログラム。

第3 判旨

本判決は、以下のように述べて、被控訴人らによるプログラムの配信行為が本件発明1-9及び特許発明1-10の技術的範囲に属するものとして、被控訴人らによる本件特許1の侵害を認めた。なお、下線は筆者によるものである。

「被控訴人ら各プログラムは、米国内に存在するサーバから日本国内に所在するユ

ザに向けて配信されるものと認められるから（以下、被控訴人ら各プログラムを日本国内に所在するユーザに向けて配信することを「本件配信」という。）、被控訴人ら各プログラムに係る電気通信回線を通じた提供（以下、単に「提供」という。）は、その一部が日本国外において行われるものである。そこで、本件においては、本件配信が準拠法である日本国特許法にいう「提供」に該当するか否かが問題となる。」

「我が国は、特許権について、いわゆる属地主義の原則を採用しており、これによれば、日本国特許権は、日本国領域内においてのみ効力を有するものである（最高裁平成7年（才）第1988号同9年7月1日第三小法廷判決・民集51巻6号2299頁、前掲最高裁平成14年9月26日第一小法廷判決参照）。そして、本件配信を形式的かつ分析的にみれば、被控訴人ら各プログラムが米国領域内にある電気通信回線（被控訴人ら各プログラムが格納されているサーバを含む。）上を伝送される場合、日本国領域内にある電気通信回線（ユーザが使用する端末装置を含む。）上を伝送される場合、日本国領域内でも米国領域内でもない地にある電気通信回線上を伝送される場合等を観念することができ、本件通信の全てが日本国領域内で完結していない面があることは否めない。」

しかしながら、本件発明1-9及び10のようにネットワークを通じて送信され得る発明につき特許権侵害が成立するためには、問題となる提供行為が形式的にも全て日本国領域内で完結することが必要であるとする、そのような発明を実施しようとする者は、サーバ等の一部の設備を国外に移転するなどして容易に特許権侵害の責任を免れこととなってしまうところ、数多くの有用なネットワーク関連発明が存在する現代のデジタル社会において、かかる潜脱的な行為を容認することは著しく正義に反するといふべきである。他方、特許発明の実施行為につき、形式的にはその全ての要素が日本国領域内で完結するものでないとしても、実質的かつ全体的にみて、それが日本国領域内で行われたと評価し得るものであれば、これに日本国特許権の効力を及ぼしても、前記の属地主義には反しないと解される。

したがって、問題となる提供行為については、当該提供が日本国領域外で行われる部分と日本国領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、当該提供の制御が日本国領域内で行われているか、当該提供が日本国領域内に所在する顧客等に向けられたものか、当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国領域内において発現しているかなどの諸事情を考慮し、当該提供が実質的かつ全体的にみて、日本国領域内で行われたものと評価し得るときは、日本国特許法にいう「提供」に該当すると解するのが相当である。」

「これを本件についてみると、本件配信は、日本国領域内に所在するユーザが被控訴人ら各サービスに係るウェブサイトにアクセスすることにより開始され、完結されるものであって……、本件配信につき日本国領域外で行われる部分と日本国領域内で行われる部分とを明確かつ容易に区別することは困難であるし、本件配信の制御は、日本国領域内に所在するユーザによって行われるものであり、また、本件配信は、動画の視聴を欲する日本国領域内に所在するユーザに向けられたものである。さらに、本件配信によって初めて、日本国領域内に所在するユーザは、コメントを付すなどした本件発明1-9及び10に係る動画を視聴することができるであって、本件配信により得られる本件発明1-9及び10の効果は、日本国領域内において発現している。これらの事情に照らすと、本件配信は、その一部に日本国領域外で行われたものと評価するものが相当である。」

第4 解説

1 本判決前の事情

特許権の侵害（直接侵害）が成立するためには、侵害者によって、特許発明の構成要件の全てが実施されている必要がある。

また、特許権についてはいわゆる属地主義の原則が採用されることから、日本国特許権は、日本国領域内においてのみ効力を有する。

これらの点に鑑みると、日本国特許権の侵害が成立するためには、特許発明の構

成要件の全てが日本国の領域内で実施されていることが求められ、その一部でも日本国の領域外で実施されている場合には、特許権の侵害は成立しないと解することが自然である。

しかしながら、近時、ネットワークを介して接続された複数のコンピュータの組み合わせによって実施されることが想定されるネットワーク関連発明が急増しているところ、このようなネットワーク関連発明についてこのような考え方を徹底してしまうと、サーバ等の一部を海外に移転するのみで容易に特許権の侵害を回避できることとなり、特許権者の保護に悖る結論となる可能性が高い。

そこで、特許発明の構成要件の一部が日本国の領域外で実施されている場合において、日本国特許権の侵害が認められるかについて学説上議論がなされていたが、近時までこの点について明確に判断した裁判例は存在しなかった。

この点、本件の当事者間においては、本件を含め二件の訴訟が係属しており、本件の原審ではこの点についての判断はなされなかつたが、サーバと端末装置とを備えるシステムに係る特許（特許第6526304号）について侵害の成否が争われている別件訴訟の判決（東京地判令和元年（ワ）第25152号）においては、東京地裁が、サーバが日本国外にあることから、特許発明の技術的範囲に属するシステムが日本国内において生産されたとは認められないとして、特許権の侵害を否定していた。

2 本判決について

このような事情の下で、本判決は、特許発明の構成要件の一部が日本国の領域外で実施されている場合において、日本国特許権の侵害が成立するための一定の規範を示した上で、上記別件訴訟と異なり、結論として日本国特許権の侵害を肯定した判決である。

すなわち、本判決は、プログラムに係る発明の実施行行為である電気通信回線を通じた提供に関する、被控訴人らによる配信行為においてはその一部が日本国の領域外で行われていたことを認めた上で、問題となる提供行為について形式的にはその全ての要素が日本国の領域内で完結するものでないとしても、実質的かつ全体的にみて、日本国の領域内で行われたと評価し得るものであれば、プログラムに係る発明の実施行

行為である「提供」に該当するとしている。

また、「実質的かつ全体的にみて、日本国の領域内で行われたと評価し得る」か否かは、諸事情を考慮して判断するものとされているが、考慮要素としては、①当該提供が日本国の領域外で行われる部分と領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、②当該提供の制御が日本国の領域内で行われているか、③当該提供が日本国の領域内に所在する顧客等に向けられたものか、④当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国の領域内において発現しているかの四つが挙げられている。

その上で、本判決は、本件で被控訴人らが行った配信行為について、①日本国の領域外で行われる部分と日本国の領域内で行われる部分とを明確かつ容易に区別することが困難である点、②配信の制御が日本国の領域内に所在するユーザによって行われる点、③配信が動画の視聴を欲する日本国の領域内に所在するユーザに向けられたものである点、及び④配信の効果が日本国の領域内において発現している点に照らすと、実質的かつ全体的に考察すれば、日本国の領域内で行われたものと評価するのが相当であるとして、本件特許1の侵害を肯定したものである。

3 今後の留意事項

本判決については、被控訴人らが上告しており、今後最高裁の判断が示されること予定されている。

さらに、システムに係る発明の「生産」に該当するかが問題となつたものであり本件とは実施数行為の態様が異なるものの、上記のように本判決とは対照的な判断がなされた別件訴訟の判決についても控訴が提起されており、知財高裁の判断が再度示されることが予定されている。

本判決は、特許発明の構成要件の一部が日本国の領域外で実施されている場合における特許権の侵害の成否という、ネットワーク関連発明が急増している現在において極めて重要な論点について、知財高裁が初めて判断を示した点で注目に値するものであるが、本判決をもって同論点について決着を見たとはいひ難く、今後の動向を注視することが求められる。

産業財産権の権利者の変更について

文：弁理士 荒船 博司

弊所では産業財産権の権利者の変更手続きについても代理を行っておりますが、一口に変更といつても、権利がどのように変更・移転されたのかによって、特許庁に対する手続きは大きく変わってきます。

手続きは全て登録原簿に記録されることで法律上の効力が発生します（一般承継による移転を除く）、また、登録原簿は権利者だけでなく、第三者も閲覧するため、常に最新かつ正しい情報を反映させておく必要があります。そのため、変更が生じた場合は速やかに手続きを行わなければなりません。

それでは、どのような手続きをすればよいのか、概略をご案内いたしますので、ご参考ください。

◆ まず、特許庁に係属中のものか、登録済の権利なのかをご確認ください。

<係属中のもの>

- 出願人の転居や婚姻、商号変更等により住所や名称が変更となった場合 ⇒ 名称変更届 又は 住所変更届
- 謙譲等で出願人が他者（他社）となった場合 ⇒ 出願人名義変更届

<登録済の権利の場合>

- 権利者の転居や婚姻、商号変更等により住所や名称が変更となった場合 ⇒ 表示変更登録申請書
- 謙譲等で権利者が他者（他社）となった場合 ⇒ 移転登録申請書

◆ 移転登録申請には様々な種類があります！

他者（他社）に権利が移転するといっても、その継承原因は様々です。

対応手続きでは、継承原因ごとに申請方法が異なり、譲渡による移転登録申請、持分譲渡による持分移転登録申請、持分放棄による持分移転登録申請、合併による移転登録申請、相続による移転登録申請、会社分割による移転登録申請など多岐にわたります。また、それぞれに必要となる添付書類が異なり、継承原因に応じて正確に手続きを行わなければ受理されませんので、注意が必要です。

◆ 手続きは正確に行わなければなりません！

上記のように移転登録申請の手続きは複雑で、申請書の他に添付書類、当事者の押印、印鑑証明書等が必要となります。一方で、表示変更登録申請では、本人が行う場合、委任状も登記簿謄本等も不要であり、商標を例にとると、特許庁費用はわずか30分の1で済んでしまいます。

登録原簿の名義自体は、移転登録申請を行わずとも表示変更登録申請でも見かけ上は変更可能であるため、権利を移転する場合であっても、安価で容易な表示変更登録申請で済ませてしまいたい、と考えてしまうかもしれません。しかし、何らかの争いが生じた際、相手が登記簿謄本を取り寄せ、不適切な手続きを見抜くと、貴方の大切な登録済権利自体が無効になってしまいうリスクがあります。

貴方の大切な産業財産権を確実に守るためにも、権利者の変更の際もぜひ弊所にご相談ください。

送達制度の見直しと書面手続きのデジタル化に向けた法整備

文：弁理士 赤澤 高

1. はじめに

現在、「産業構造審議会 知的財産分科会」において検討されている制度改正について、2点紹介する。何れも書類のオンライン化に関するものである。

2. 送達制度の見直し

(1) 現状のオンライン発送

特許庁からの発送書類については、オンラインで受領する（オンライン発送）か、郵送で受領する（書面発送）か、を選択することができる。

オンライン発送の場合、出願人等が一定期間受け取らないときは、郵送で書類を発送している。

(2) 問題点

オンライン発送でありながら、郵送で書類を発送すると、その分余計なコストがかかる。

また、リモートワークのため、郵送された書類を受け取れない場合も生じている。

(3) 見直し案

見直し案	出願人等への通知方法	通知の到達時間
案1	出願人等が出願ソフトを立ち上げた時に、 <u>特許庁の受付サーバに発送書類が格納された旨の通知が送付される。</u>	出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時、又は特許庁の受付サーバに発送書類が格納された時から一定期間経過した時のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。
案2	出願人等が出願ソフトを立ち上げた時に、発送件数等の通知はせずに、 <u>自動的に発送書類が送付される。</u>	出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時、又は特許庁の受付サーバに発送書類が格納された旨のメール通知を受けてから一定期間経過した時のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。
案3	特許庁の受付サーバに発送書類が格納された（出願人等のファイルに記録が可能になった）旨 <u>電子メールで通知される。</u>	出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時、又は特許庁の受付サーバに発送書類が格納された旨のメール通知を受けてから一定期間経過した時のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。

(4) コメント

案1、案2の場合、そもそも出願ソフトを立ち上げる頻度が少ない出願人等のケースでは、発送書類の送達が遅れる可能性がある。

案3が現実的とは思われるが、開封確認メールにしないと問題が生じる可能性がある。



海外の特許事情

文：弁理士 稲吉康平

ヨーロッパ・モンテネグロが EPC に加盟

2022年10月1日に、批准書の発効によりモンテネグロが欧州特許条約(EPC)の39番目の加盟国となりました。これにより、同日以後のヨーロッパ特許出願では、これまでの38カ国に加えて、モンテネグロも自動的に指定国に含まれることになりました。

モンテネグロは2010年より拡張国となっており、これまででも欧州特許の保護を受けることができましたが、別途の手続きが必要でした。ヨーロッパ特許に基づく保護を受けられる国には、EPCの加盟国(=指定国)以外にも、拡張国と認証国があります。拡張国は、モンテネグロがEPCに加盟したことにより、ボスニア・ヘルツェゴビナのみとなりました。

一方、認証国は、モロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジアの4カ国です。拡張国及び認証国での保護を求めるには、審査請求期限内に拡張(認証)料を支払っておく必要があります。

ベトナム法改正

ベトナムの知的財産法が改正され、一部除き2023年1月1日より施行されました。著作権や産業財産権全般に渡る改正で、特許についても主に以下の点が改正されました。

・拡大先願の導入

新規性の規定に、新たに拡大先願(日本の特許法29条の2に相当)が導入されました。これにより、他の主要国と同様に、出願時には未公開だった先願も、新規性を否定する引例として挙げられることになりました。

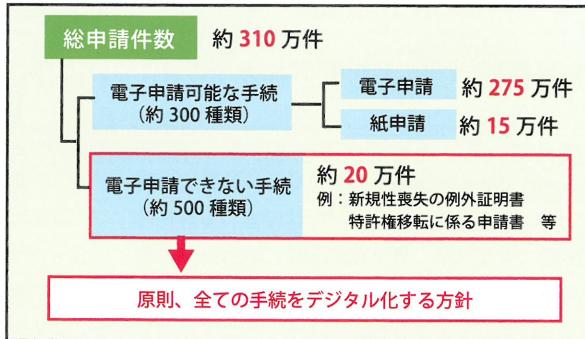
・拒絶理由と無効理由の明文化

3. 書面デジタル化に向けた法整備

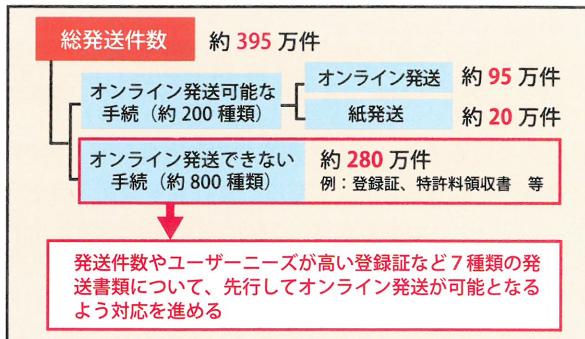
(1) 現状

特許庁に対する申請手続及び特許庁から発送手続については、オンラインで行うことができないものが一定数存在する。

● 特許庁に対する申請手続 ※デジタル化のため法改正が必要



● 特許庁からの発送手続 ※法令改正にて対応

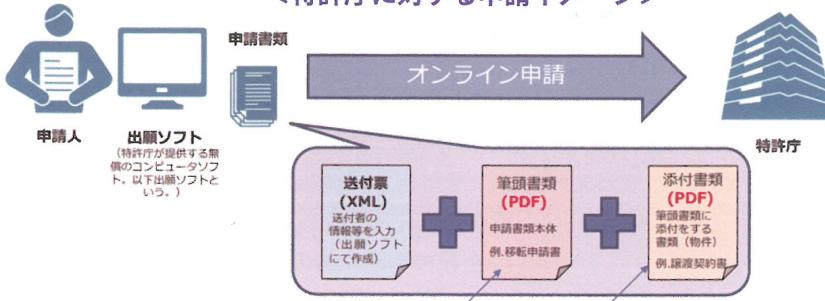


(2) 問題点

特許庁に対する申請手続については、原則、全てオンライン申請可能とする計画であるが、その実現のためには、大規模なシステム改造が必要となる。

オンライン申請とは別の電子形態（例えば、PDF）にて受け付ける必要があるところ、この別形態の申請を受け付けることに伴い閲覧方法等や電子化の方法に所要の法令改正を行う必要がある。

<特許庁に対する申請イメージ>



(3) コメント

率直に、PDFでオンライン申請できることは、利便性が高まるので大いに歓迎したい。

また、特許庁からの発送書類についても、コスト削減の点からオンライン化を大胆に進めるべきと考える。

4. まとめ

上記した内容の詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyokouzou/shousai/shohyo_shoi/t_mark_paper10new.html

拒絶理由及び無効理由に新たな項目が追加され明確化されました。拒絶理由としては、冒認出願、新規事項の追加、実施可能要件を含む 6 項目が追加されました。無効理由としては、実施可能要件や新規事項などが追加されました。

・異議申立制度の導入

従来の情報提供制度に加えて、新たに付与前異議申立制度が導入されました。出願公開から 9 ヶ月以内かつ特許付与前であれば、書面による異議申立を行うことができるようになりました。

・他国における審査結果の利用

実体審査において、審査官が、外国特許庁における対応出願の審査結果を公式に利用できるとする規定が追加されました。

・アメリカ特許検索サイトが刷新される

2022 年 9 月より、アメリカ特許商標庁 (USPTO) の特許検索サイ

トが刷新されています。これまで、特許公報と公開公報について、それぞれ異なる検索ツール (PatFT と AppFT) が公開されていましたが、これらが新たな検索ツールである Patent Public Search (<https://pubs.uspto.gov/pubwebapp/>) に統一されました。また、これまで非公開であった、審査官が先行技術調査に用いる 2 種の検索ツール (PubEAST と PubWEST) も、同じ Patent Public Search に統一されて、一般利用が可能になりました。

今回の刷新は、経過情報等の閲覧ツール (Public Pair) が Patent Center に統一されたのに続く施策です。新ツール (Patent Public Search) は、高機能なためか習熟するのに少し時間がかかりそうです。しかし、旧ツール (PatFT と AppFT) は時代遅れだったため、かなり利便性が増しているのではないかと思います。

応用美術の著作物性について

弁護士 中井 英登

1 問題の所在

応用美術（注1）については、意匠権等との関係で、美術の著作物（著作権法2条1項1号、同条2項）として保護されるかどうかが問題となります（注2）。量産品については、産業財産権による保護の対象となる以上、これらの棲み分けが問題となるからです。

この点、知財高裁平成27年4月14日判決（TRIPP TRAPP控訴審事件）以降の裁判例では、以下の点について、判断が統一されていないことが指摘されています（注3）。

- ①実用的な機能を離れて美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていることを要するかどうか（分離可能性）
- ②創作性の判断基準として、高度の創作性を求めるかどうか（制限説・非制限説）

以下、上記の2つの視点から、近時の裁判例を概観します（注4）。

2 近時の裁判例について

（1）分離可能性について

TRIPP TRAPP控訴審は、「特に、実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いものと解されるところ、上記両部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えることは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。」と判示して、知財高裁平成26年8月28日判決が示した、実用目的に必要な機能に係る構成と分離して創作性を判断する手法に対して否定的な見方を示しました。ただし、同控訴審は、その具体的な判断において、控訴人製品の形態的特徴のうち作成者の個性が發揮された部分を切り出して認定した上で、著作物性を肯定している点に注意が必要です。

その後の裁判例では、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分について、創作性を判断したものがあります（知財高裁令和3年12月8日判決）。他方で、標章について著作物性が認められるためには、「それ自体が独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えているような特段の事情」が必要と判示して、実用目的に必要な機能に係る構成と観念的に分離された、表現の選択の幅における創作性を判断したと解されるものもあります（注5）。上記の判断手法の相違は、後者において、実用目的に必要な機能に係る構成とそれ以外の部分との分離が困難であることに起因するものと考えられます。

（2）制限説・非制限説について

TRIPP TRAPP控訴審は、「応用美術には様々なものがあり、表現様式も多様であるから、明文の規定なく、応用美術に一律に適用すべきものとして、『美的』という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない。」、「応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出しづらいというべきである。」と判示して、非制限説に立ちました。

その後の裁判例では、制限説に立つと思われるものもありますが（注6）、非制限説に立つものもあります（注7）。それゆえ、創作性の程度については、裁判例の統一的な基準を見出すのは困難です。ただし、仮に、非制限説に立って著作権法で保護の対象となる美術の著作物一般に該当するかどうかを判断したとしても、創作性が否定される場合も多いと考えられることから、実際上、両説の差はそれほど大きくないようと思われます。

注1)著作権法上の定義規定はありませんが、一般に、美的な要素を備えた実用品などと定義されます（中山信弘著「著作権法第3版」193頁）。

注2)商標権との関係が問題となった事例として、知財高裁令和3年12月24日判決参照。

注3)前掲中山216、218頁、小倉秀夫＝金井重彦編著「著作権法コンメンタールⅠ第2版」208頁、高林龍著「標準著作権法第4版」49頁参照。

注4)下記URLの別紙参照。

<https://koyo-law.com/home/wp-content/uploads/2022/11/oyobijyutsu.pdf>

注5)知財高裁令和3年12月24日判決解説・判例タイムズ1500号234頁参照。さらに、大阪地裁平成27年9月24日判決参照。

注6)前掲小倉＝金井208頁は、知財高裁平成28年10月13日判決につき、「応用美術以外の一般的な著作物性の判断では『個性の表れ』があるか否かで判断されるものである以上、同裁判例は一定の創作性を加重したように思われる。」と評しています。

注7)知財高裁令和3年12月24日判決参照。



「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- | | |
|------------|--|
| ■ 特許調査 | 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。 |
| ■ 契約係争関係 | 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。 |
| ■ 出願業務 | 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。 |
| ■ 中間業務 | 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。 |
| ■ コンサルティング | ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。 |
| ■ 法務業務 | 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。 |

事務所概要

Office

お客様の発展に役立つ事、
それが私たちの使命です。

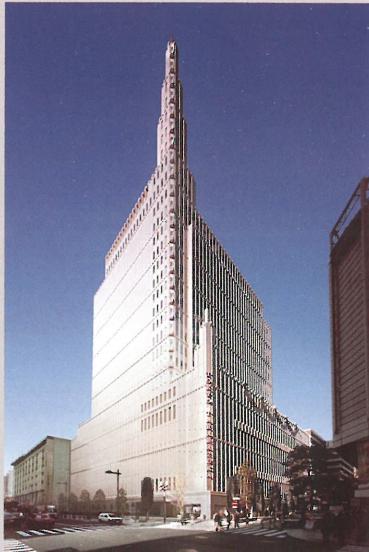


所長弁理士 荒船 博司

- | | |
|---------|--|
| ■ 事務所名 | 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所 |
| ■ 英文名称 | Koyo International Patent Firm |
| ■ 所在地 | 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階 |
| ■ T E L | 03-5251-5721(代表) |
| ■ F A X | 03-5251-5727 |
| ■ 代表弁理士 | 荒船 博司 |
| ■ 設立 | 昭和56年6月 |
| ■ 従業員数 | (http://www.koyo-patent.co.jp 参照) |
| ■ 弁理士数 | (同上) |
| ■ 弁護士数 | (同上) |
| ■ 業務内容 | 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、
その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、
直接あるいは間接的な代行。
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。 |

<事務所沿革>

- | | |
|----------|------------------------------|
| 昭和56年6月 | 前身の事務所を千代田区神田に開設 |
| 昭和60年3月 | 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転 |
| 平成元年4月 | 光陽国際特許事務所に改称 |
| 平成2年10月 | 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転 |
| 平成11年1月 | 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転 |
| 平成14年11月 | 光陽国際特許法律事務所に改称 |
| 平成22年8月 | 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立 |
| 平成24年10月 | 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転 |
| 令和4年11月 | 弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称 |



<東京宝塚ビル アクセス>

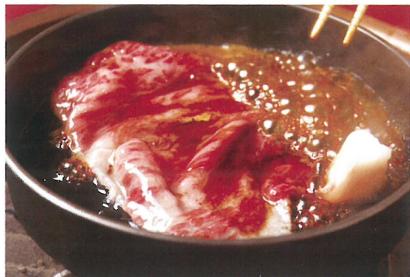
- | | |
|--------|---|
| ◆JR | JR 有楽町駅 (日比谷口) 徒歩 5 分 |
| ◆東京メトロ | 日比谷線 日比谷駅 (A5 出口) 徒歩 3 分
千代田線 日比谷駅 (A13 出口) 徒歩 2 分 |
| ◆都営地下鉄 | 三田線 日比谷駅
(千代田線連絡口経由 A13 出口) 徒歩 6 分 |

銀座界隈

てくてく グルメ



柿安 銀座店



金田中庵



光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

金田中庵

銀座金田中ビル 2F

花椿通り

西銀座通り

柿安 銀座店

GINZA gCUBE 7F

銀座 7 丁目

銀座 6 丁目



東京都中央区銀座 7-9-15 GINZA gCUBE 7F

■ 電話 : 03-3289-3771

銀座七丁目交差点のすぐそば、最高級の松阪牛を炭火あみ焼、すき焼しゃぶしゃぶなど多彩な調理法でいただける「柿安 銀座店」。エレベーターを降りると暖簾のかかった立派な入口に出迎えられる。店内は個室も多く用意されており、モダンな和の空間の中でゆったりとくつろぐことができる。

今回いただいたのは、ランチのおすすめ「松阪牛 18菜のすき焼膳」(4,950円(税込み))。最初に提供されるスープは玉ねぎの甘みがとてもよく出ており、膳の提供を前に食欲が掻き立てられる。盆に盛られた18種の品々は、野菜はもちろんのこと魚介も使われており、視覚も味覚もふんだんに楽しませてくれる。ひときわ目を引く松阪牛のすき焼きは、程よくサシの入った肉が滑らかに口溶け、他の野菜やごはんともよく合う。一品一品はさらさらと食べられてしまうが、デザートのわらび餅まで食べきるしっかりとボリュームを感じられる。

その他のメニューもランチは3,300円(税込み)から多種用意されており、好みやお腹の空き具合によって選ぶことができる。

1人でもご友人とでも、ちょっと贅沢なランチに足を運んでみてはいかがだろうか。

■ 営業時間

ランチ 11:30~15:00 (L.O. 14:00)

ディナー 17:00~22:00 (L.O. 21:00、最終入店 20:30)

■ 定休日 : 一

※季節によってメニューの内容が変更となる場合がございます

東京都中央区銀座 7-6-16 銀座金田中ビル 2F

■ 電話 : 03-3289-8822

地下鉄の銀座駅や新橋駅から徒歩5分の場所に位置する割烹料理店。料亭「新ばし 金田中」の系列店でありながらリーズナブルな価格で本格的な料理がいただける。

店内は一枚のカウンター席とテーブル席があり、落ち着きがありながらも堅すぎず温かみのある雰囲気である。

このお店のおすすめは昼食の時間帯に提供されている「四つ椀鰯茶漬け飯」(2,750円(税込み))と「三色半の東丼」(3,080円(税込み))。鰯茶漬けは濃厚な胡麻ダレが厚めに切られた鰯と調和し、出汁をかけることさらに旨味を引き立てる。東丼はこのお店の名物となつており、漬け鮓を含む3種類の刺身が彩りよく盛られ、素材の味が生きつつ黄身醤油がご飯にも抜群に合い、どんどんと箸が進んでしまう。

女将の温かなおもてなしと、料理人の1品1品の盛り付け方までこだわる丁寧さはずっと居座りたくなる心地よさである。友人とご飯や自分へのちょっとしたご褒美に、肩肘張らずに老舗の味を堪能しに行ってみてはいかがだろうか。

■ 営業時間

昼食 11:50~14:00 (ラストオーダー)

夕食 平 日 17:30~22:00 (ラストオーダー)

土曜日 17:30~21:00 (ラストオーダー)

■ 定休日 : 日曜・祝日・年末年始



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル17階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>